

部活動安全対策マニュアル

(令和7年7月1日改訂)

岩手県立紫波総合高等学校

はじめに

部活動においては、各競技種目固有の危険事項について、共通認識をもって指導に当たるとともに、事故等を未然に防ぐためには、活動内容や方法に制限を加えなければならない、ということを理解する必要がある。

このマニュアルにある事柄はもちろんのこと、活動に当たっては危機管理意識を高め、安全管理体制を構築するとともに、各部の取り組みを確認の上、安全・安心な部活動を実施していくことが大切である。

〈 目 次 〉

部活動安全対策	1
〔参考１〕 学校の部活動に係わる活動方針	8
〔参考２〕 危機管理マニュアル（抜粋）	
3 部活動の事故	9
4 熱中症	11
19 各種大会開催時等の事件・事故	14
25 社会教育施設利用中の事故（参考資料）	16
26 盗難（施設外からの起因）	17
〔参考３〕 令和７年度熱中症対策ガイドライン	19
〔参考４〕 運動部活動における安全対策について	21

岩手県立紫波総合高等学校 部活動安全対策

1 学校における安全管理体制の構築

全教職員・部外指導員・生徒が部活動の意義や部活動方針を理解するとともに、部活動におけるルール作りや情報共有等に関して、全面的な協力体制の下、組織的に取り組む。

(1) 学校の部活動に係わる活動方針

「学校の部活動に係わる活動方針」を策定し、活動の方針並びに活動の決まりを確認する。

(2) 安全に関する知識・技能の習得

緊急時における心肺蘇生やAED、エピペン等の救急対応や熱中症予防に係わる校内研修を実施し、事故発生時の対応能力を高め、安全管理体制を構築する。

2 事故防止のため安全に配慮した適切な指導

(1) 生徒の健康観察、健康状態の把握

活動中の不慮の事故を防ぐため、生徒の健康観察を行い、健康状態を把握した上で、生徒の発達段階や能力に応じて安全に配慮した適切な指導を行う。また、生徒の行動特性（理解力、注意力、把握力、認識力、運動能力など）や体質・既往症・常備薬・エピペン等の形態についても把握する。

(2) 顧問不在時の対応、他の顧問との連携

部活動は、顧問立ち会いの下に行うことが原則であるが、顧問がやむを得ず活動に立ち会えない場合には、他の教員と連携・協力し、予め顧問と生徒の間で約束された、安全面に十分に留意した内容や方法で活動する。

(3) 顧問不在時の活動内容の安全徹底

部顧問以外の教員が立ち会う場合や、生徒が自主的に活動する場合は、危険性の低い活動内容とし、顧問がその内容や活動方法を具体的に指示する。

(4) 熱中症事故の防止について

夏季の部活動においては、運動部のみならず文化部においても、暑さ指数メール配信サービスや熱中症警戒アラート等メール配信サービス等を活用して、活動地域の暑さ指数（WBGT（湿球黒球温度）：Wet Bulb Globe Temperature）等の情報入手に努めるとともに、活動の場所や種類にかかわらず、暑さ指数に基づいて活動実施を判断すること。（詳細は下記参考を参照すること。）

なお、WBGTが31以上の場合は「運動は原則中止」とする。

【参考】公益財団法人日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（2019）

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31℃以上 35℃未満	28以上 31未満	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28℃以上 31℃未満	25以上 28未満	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24℃以上 28℃未満	21以上 25未満	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

(5) 落雷事故の防止について

屋外での部活動において、顧問は落雷の危険性を認識し、事前に気象状況を確認するとともに、天候の急変などの場合にはためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずること。特に、指導体制が変わった場合等にも対応に遺漏の無いよう十分留意すること。

なお、落雷の兆候やそれに係る対応等としては以下が考えられる。

- ・ 厚い黒雲が頭上に上がった際には、雷雲の接近に注意する
- ・ かすかでも雷鳴が聞こえる際には落雷の危険がある
- ・ 落雷の危険がある場合には、すぐに安全な場所（鉄筋コンクリートの建物、自動車、バス、列車等の内部）に避難する

このほか、気象庁ウェブサイトにおいて、雷注意報等の発表状況や、雷発生の感応性の高い地域が地図上で確認できる「雷ナウキャスト」などの情報が提供されているので、こうした情報の活用も考えられる。

3 日常生活に潜む危険性（複数の部活動が施設を共有する際の留意点）

(1) 活動の工夫、ルールの特明確化

日常的にグラウンドや体育館等の活動場所を複数の部活動が共用して活動する場合、関係する部の間で禁止事項や活動の制限事項等についての共通理解を徹底する。

(2) ヒヤリハット事例の情報共有

活動開始時には、禁止事項を確認し、活動終了時には危険を感じたような出来事等（ヒヤリハット事例）について、関係者間（部顧問、外部指導者、生徒）で報告し合い、次の活動に生かす。

4 施設・設備・用具等の安全点検と安全指導

(1) 定期的安全点検

毎月1回の安全点検において、施設、設備の安全を確認する。

(2) 活動前の用具等の安全点検

部活動は、学校施設・設備・用具等を活用して行われるものであり、多くの生徒達授業や部活動等において共用するものであることから、活動にあたっては顧問等と生徒がともに施設・設備の安全確認を行う。

5 参考

(1) 暑さ指数メール配信サービス



(2) 熱中症警戒アラート等メール配信サービス



(3) 雷ナウキャスト



6 各運動部活動における予想される危険（事例）とその事故防止対策のポイント

(1) 柔道

予想される危険	・ 受け身が未熟な者が投げられた際に受け身に失敗し、肩や肘関節の脱臼、脳しんとうを起こしてしまう危険性 ・ 不正確な技を掛けたことにより、頭から畳に倒れ込んでしまったりすることで頸椎損傷を起こしてしまう危険性 ・ コンタクトスポーツでもあることから競技者の性格、情緒、規範意識によって、故意に相手を傷つけてしまう可能性 ・ 手や足の爪が伸びていると相手を傷つけたり、爪がはがれたりする危険性 ・ 道場内の練習機材、むき出しの柱、鉄骨、壁の角などへ接触する危険性 ・ 狭い場所での練習では他の者へ接触・激突の可能性 ・ 畳がずれてすきまが生じると足指が入り、つまずいたり捻挫や骨折したりする危険性 ・ かかり練習（打込）の際には「取」（技を掛ける側）がバランスを崩して双方が倒れる危険性 ・ 約束練習（投込）の際には、打撲や骨にヒビが入る危険性 また「受」（投げられる側）の受け身の習熟度が低いと受け身に失敗し、打撲や骨折、脳しんとうの危険性 ・ 自由練習（乱取）では、投げられそうになった際にこらえようと手や頭をつくことで骨折や頸椎損傷の危険性 ・ 周囲の稽古者と衝突したり、投げられた者の足がぶつかったりしてけがをする危険性
事故防止対策	・ 柔道の稽古をする者は稽古心得三か条を守る。（正しい技と受け身を身に付けよう、相手を尊重し無理のない稽古をしよう、服装・道場の安全点検をしよう） ・ 正しい形の受け身や投技を段階的に身に付ける。（易⇒難、低⇒高、弱⇒強、固定⇒移動、単独⇒相対、基本⇒応用、単純⇒複雑） ・ 「けがをしない・させない柔道」が正しい柔道であることを理解し、稽古に臨む。 ・ 道場内で稽古中にぶつかりそうな場所に物を置かない。動かせない壁や柱、鉄骨はクッション等で覆い、安全を確保する。 ・ なるべく道場の中央で他の練習者とぶつからないように注意をしながら稽古を行う。また指導者や周囲で見ている者は声を掛けたり、間に入ったりして誘導し、安全を確保する。 ・ 練習前や練習中に畳の隙間やずれを確認し、隙間を詰めたりずれないように滑り止めをつけたりして安全を確保する。 ・ かかり練習では段階的に技の習得に励むことを心掛け、自身の技の習熟度やコンディションを考慮し無理をしないようにする。 ・ 約束練習では練習場の広さに応じて組数を限定するなどして、周囲の物や人とぶつからないように注意しながら稽古を行う。 ・ 自由練習では活動範囲が広いため、周囲の稽古者とぶつかる危険性を把握した上でその場の全員が注意しながら稽古に励むようにする。また無理に倒れ込みながら相手の上に乗るようにして技を掛けたり、投げられそうになったときに手や頭をついてこらえようとしたりしないように指導者がきちんと指導し、競技者は心掛ける。

【ヒヤリハット事例】

- ・ 夏場は、道場内の風通しが悪く、気温が上昇しやすいことから、熱中症対策が必要である。

(2) バスケットボール

予想される危険	・ コート外エリアが十分に確保できない体育館壁への激突。(頭部打撲、脳挫傷) ・ 汗でフロアが濡れることによる転倒 ・ 対人練習時の相手との接触による怪我 (バランスを崩して転倒) (相手の肘等の接触) ※ リバウンドプレー時において、肘で顔面を打つことや振り回した手などが口に当たって歯牙を損傷する ・ 着地やストップ、方向転換といった動作が原因で発生する膝・足首のケガ (靱帯損傷、半月板損傷等) ・ バスケットボールのリング等の固定金具が外れることによる事故 ・ 熱中症
事故防止対策	・ 練習場所の環境を整備する。(不要な物品を置かないなど) ・ フロアの補修、マスキングテープ等での目隠し ・ 練習中、コート上にプレーヤーの汗がつきぬれた場合はすぐにモップでふき取る ・ 危険なプレーの防止 (コンタクトの仕方、ルール確認) ・ 適度な水分と塩分補給 ・ 活動前の体調把握、周囲の安全確認 ・ 練習前後の十分な準備運動及びストレッチ ・ 気温及び暑さ指数等を確認して適切な活動中止の判断

【ヒヤリハット事例】

- ・ 体育館屋根の雨漏りでコート上に水滴がおちていることに気づき、そのエリアを使わないようにした。
- ・ プレー中に選手がルーズボールの取り合いでコート上にもつれて汗が付着した場所に、別のプレーヤーが近づこうとした際にプレーを中断して、モップで汗をふきとった。

(3) 自転車競技

予想される危険	○ トラック・ロード競技共通 ・ 発走・停止 (ペダルに足を固定しているため) の事故 ・ 走行中の不安定感 (ドロップハンドルの不慣れ) ・ 慣れない合図などの理由から、バランスを崩しての落車、追突事故 ○ 自転車転車競技場 (バンク) ・ 周長によるバンクの特性 傾斜の具合 形状の違いの認識不足 ・ 表面はアスファルト舗装で雨天時は滑りやすいことへの不注意 ○ 一般道路 ・ 道路の幅員の違い、歩道信号機の有無、見通しの悪い下りの急カーブ等の認識不足 ・ 歩行者や車両との事故 ・ 給水用ボトルの不備 ○ 競技用自転車の整備不良 ・ 自損事故 ・ 集団走行時の後続選手を巻き込む事故
---------	---

事故防止対策	○ トラック・ロード競技共通 ・ 新入部員の指導は、実技を重点に行う。 ・ ハンドルを握る位置とバランスのとり方を教える。 ・ まっすぐ走る練習を重ねる。 ・ ブレーキのかけ方を習得する。 (トラックレーサーはブレーキがないことの理解、ロードレーサーは前後のブレーキを同時にかけることに慣れる。) ○ 自転車転車競技場（バンク） ・ 雨天時は練習を控える。 ・ 小雨の場合はスピードを落とさないこと。 ○ 一般道路 ・ 練習前に道路状況（下り坂での急カーブ、路面状態など）を確認する。 ・ 出発前に携行品（補給用ボトル・携帯電話等）の確認をする。 ○ 競技用自転車の整備不良 ・ 練習やレース前の各部点検整備を怠らない。 ・ 終了後 清掃整備(摩耗したタイヤは交換) ・ 落車事故を起こした場合は、必ず専門家に点検を依頼する。
--------	---

【ヒヤリハット事例】

- ・ 隊列を組んだ走行時、前後自転車の車輪の重なりによる接触が起こり、バランスを崩す生徒がいた。

(4) 野球

予想される危険	・ 複数のボールを使用する際、予期しない方向からの飛球による事故や怪我 ・ 狭い場所での素振りによる怪我 ・ 落雷による事故 ・ 他校での練習において、他の部活動からの飛来物等による怪我 ・ バッティング用ゲージ転倒による事故 ・ 熱中症
事故防止対策	・ 接触が起きにくい球技での予期しない接触が重大事故につながりやすいことを留意する。 ・ 活動中の部員との意思確認、事前の確認、声掛け等の徹底を行う。 ・ 他の部活動や種目等と時間帯や練習場を分けるなどの対策を講じる。 ・ 電子ホイッスル鳴動による飛球の注意喚起を行う。 ・ 練習場所を共用する場合、「グラウンド使用ルールの策定」するなどの対策を講じ実施する。 ・ 他の部活動の状況（備品・ボール等）を確認する。 ・ 照度が不足した環境では、練習を中止する。 ・ こまめな水分補給の喚起及び アイシング及びメディカルバッグを常備する。

【ヒヤリハット事例】

- ・ 守備練習時に、内野ノックを実施していたところ、練習中にできた窪みにノックしたボールがバウンドしてイレギュラーバウンドとなって、捕球しようとした部員の顔に当たりそうになった。
⇒ ノックの際にグラウンドの土が荒れてきた時には、すぐ足でならずか整地用具で窪みを平らにする。ノック時間の途中でこまめに整地の時間を確保する。

(5) 弓道

予想される危険	・ 道場の安全管理が不十分で、矢が道場外に飛び出して、人に当たる危険性が高い。 ・ 弓に傷があって、引き分けた際に裂けて射手がけがをする危険性が高い。 ・ 矢が短く引き分けた際に弓の中に入り込み飛び出したり、折れて射手に当たったりする危険性が高い。 ・ 矢取りの際に射手との連絡が不十分で、矢取りに入った者に矢が当たる危険性が高い。 ・ 巻き藁に放った矢が、跳ね返り射手に当たる危険や外れて周囲の者に当たる危険性が高い
事故防止対策	・ 定期的な施設・用具の安全点検の徹底 ・ 指導者の許可無しに行射をしないルール・マナーを遵守する。 ・ 安全な場所以外では絶対に弓を引かない。 ・ たとえ矢をつがえていなくても、人のいる方向に弓を引かない。 ・ 巻き藁練習を行う際には、的前に立たないことと、前後左右の近い所に人がいないことを確認する。 ・ 一人一人の上達に応じた練習メニューの提示。 ・ 自己の技能に応じた強度の弓具等を使用する ・ 矢取りは声と目で安全確認をした上に、赤旗や警告灯をつけてから入る。 ・ 巻き藁から外れた矢が跳ね返らないように後ろに畳やネットを設置する。 ・ 道場では私語を慎み、挨拶や矢取りの声はしっかり出す。 ・ 傷のある弓や矢を使わない。 ・ 射位とその間隔を守り、極端に狭いところで行射をしない。 ・ 校庭と射場をネットや柵で区切り、他部の生徒が射場に入ることを防ぐと同時に他部のボール等の進入を防ぐ

【ヒヤリハット事例】

- ・ 行射中、的前付近に生徒が侵入しようとした。

(6) 陸上競技（投てき種目は未実施）

予想される危険	・ 不整地箇所やカーブが急な箇所での転倒や捻挫 ・ 長距離種目の野外走やロード走の際の車等との接触事故 ・ 自然環境下での練習における熱中症や低体温症
事故防止対策	・ 砂場を利用したの跳躍練習は、必ず砂を掘り起こし柔らかくして実施する。 ・ 走路の整地に努め、陥没や落下物に注意を払う。 ・ 薄暮時の野外走やロード走では反射材を身につける。 ・ 気温や湿度に応じて、練習時間帯を変えたり、室内練習に切り替えたりする。 ・ 夏場のトレーニングの際は、熱中症対策として水分を持参する。 ・ 練習開始前に体調の確認をし、体調不良や睡眠不足の際には練習をしない。

【ヒヤリハット事例】

- ・ ウエイトトレーニングにおいて、ラックに掛けているシャフト（バー）から重り（プレート）を外す際、片方のみを外したことにより、シャフトがバランスを崩して傾き、ラックから外れた。

(7) バレーボール

予想される危険	・ ネット張りの際の事故（支柱転倒等） ・ 支柱及び コート外エリアが十分に確保できない体育館の壁への激突 ・ 汗でフロアが濡れたことによる転倒 ・ フロアに滑り込んだ際、フロアがささくれ状になっている、または、くぎ等の突起物によつての切創・挫創 ・ 熱中症
事故防止対策	・ 複数でのネット張りをローテンション化する。 ・ 練習場所の環境を整備する。（不要な物品を置かないなど） ・ 衝突の可能性があるがスペースの都合上、整理できないものについては、クッション材等で覆う。 ・ フロアを使う前に数人でモップ掛け等を行い、複数の目でフロアの状況を確認する。 ・ 汗拭き用雑巾・タオルを準備する。 ・ 練習中にフロアの汗拭き係を常に配置する。 ・ こまめな休憩と水分・塩分を補給する。 ・ 防球ネットを活用する。

【ヒヤリハット事例】

- ・ ボールを追いかけて、支柱や壁、壁際に置いてある卓球台に接触しそうになった。

(8) ハンドボール

予想される危険	・ 設備や用具が要因となるけが（フロア、防球ネット） ・ 体育館入退館時のボール衝突 ・ ゴール転倒やゴール移動時の怪我 ・ 選手同士のプレー中の接触による怪我 ・ 熱中症
事故防止対策	・ 施設の清掃をする。（床、活動場所周辺の不要物撤去） ・ ゴール移動は、複数名で行い、ゴールの固定と確認を徹底する。 ※ ゴールの転倒を防止するため、ゴールが固定されているかを確認する。 ・ ゴール裏周辺の安全確認を行う。（人がいないことを確認） ・ 他の部活動と練習場所を共用する場合には、防球ネットを使用し、練習場所を明確に区分するとともに、ボールが他の部活動の練習場所に入り込まないよう、あるいは他の部活動の生徒やボールが練習場所に入り込ませないようにする。 ・ 転がっているボールに注意し、シュート後のボールはすぐに拾う、ボールを拾う生徒を配置する、「危ない。」と声を掛ける、ボールケースを使う、などにより安全確保する。 ・ ゴールキーパーの正面、特に頭部に向けてシュートを打たない。 ・ コンタクト時のルールを決める。後方・側方からつかむ、押すなどの危険な行為は行わせない。 ・ 練習メニューの事前計画とコントロールを行う。 ・ 応急処置の知識を事前に確認する。打撲等の際には患部を水で冷やす。 ・ こまめな水分補給を行う。

学校の部活動に係る活動方針

岩手県立紫波総合高等学校

1 活動の方針

- (1) 生徒の心身の成長を第一の目的とし、健康管理、事故防止に努め、積極的休養日を設ける。
- (2) 部活動における生徒の自主的・自発的な活動を推進し、より良い人間関係の構築に努めるとともに、各部の目標が達成できるよう最大限の努力をする。
- (3) 競技力や文化的活動を高めるため、効率的且つ効果的な練習を提供し、また、多様な活動を行うことができるよう配慮する。
- (4) 体罰、ハラスメントの根絶を徹底する。

2 休養日・活動時間について

- (1) 週1日以上以上の休養日を確保し、競技種目や文化活動の分野でそれぞれの特性（大会集中期やオフシーズン等）を考慮しつつ、年間平均で週当たり2日以上以上の休養日の設定に努める。
- (2) 平常部活動は長くても3時間程度とする。学校休業日に大会参加や練習試合等で3時間以上活動した場合は、翌日に休養日を確保するなど、生徒の健康管理に留意することとする。
- (3) 定期考査1週間前から考査最終日前日までは部活動停止を原則とする。
- (4) 定期考査最終日から1週間以内に大会がある部及び特別の事情が認められる場合については、顧問の申し出により特別活動を認めることがある。

3 活動のきまり

- (1) 部顧問は、年間の活動計画並びに月毎の活動計画及び活動実績を作成し、校内で共有するとともに、当該部の生徒・保護者に情報提供を行うこと。
- (2) 活動場所に危険箇所（施設、用具含む）がないかどうか活動前に確認し、危険と思われる箇所が見つかった時は、管理職・事務室に報告し速やかに修繕すること。
- (3) 平常日の18時以降、休日における活動は必ず部顧問の指導下で行うこと。
- (4) 職員会議等で部顧問が活動時間に立ち会えないときは、安全教育を徹底するとともに、活動時の注意事項を事前に生徒に指示すること。
- (5) 望ましい生活リズムや多様な活動を行うことができるよう休養日を設けること。
- (6) 部活動中の事故対応に備え、部顧問と保護者の連絡体制を整えること。また、部活動中に事故が発生した場合は管理職に報告すること。
- (7) 救急搬送が必要な場合、原則として職員が同行すること。

4 その他

- (1) 炎天下における部活動では、活動前、活動中、活動後にこまめに水分及び塩分を補給し、休憩を取るとともに、生徒の健康管理に努めること。
- (2) 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分、塩分補給、体温冷却、病院への搬送等、適切な応急手当等を実施すること。
- (3) 災害等の影響が出る可能性が高い場合は、活動を自粛すること。

[参考2]

危機管理マニュアル（抜粋）

第2章／第1項 生徒及び施設利用者に係る事項

3 部活動中の事故

陸上競技部1年生の生徒Aが、長距離練習として3000メートルのタイムトライアルを行っていた際、1800メートルほどを走ったところで急に胸を抱えうずくまるように倒れた。
すぐに部活動顧問が駆け寄ったが、意識を喪失しており、呼吸も脈拍もなかった。

●危機発生時の対応

① 救急（応急）措置

- ・ 担当教員は、生徒の意識の有無・顔色・呼吸・脈拍などを確認し、負傷した生徒への応急処置を行う。
- ・ 担当教員は、周囲にいる者（教職員・生徒）に救急車（119番）の出動要請、校長への連絡、他の教職員への応援を依頼する。状況に応じ、担当教員（発見者）が直接通報する。
- ・ 担当教員は、他の生徒を、救急活動の妨げにならない場所に移動させる。
- ・ 養護教諭等（状況に応じて担任や年次長）は、負傷した生徒の応急処置を引き継ぐとともに、速やかに保護者に事故の概要を報告し、希望する医療機関があるか、搬送される医療機関に向かうことができるかなどを確認する。
- ・ 救急車到着までの間、AED（自動体外式除細動器）の使用や心肺蘇生法などの手当が必要と認められる場合は、的確に実施する。
- ・ 救急車の進入路を確保し、救急車が到着したら、速やかに、救急隊員を負傷者まで誘導する。
- ・ 担当教員等は、救急隊員に事故発生時の状況や応急措置の状況等を説明する。
- ・ 担当教員等は、救急隊員の指示により、救急車に同乗又は別途、搬送先の医療機関に向かう。
- ・ 状況により学校医へ連絡し、対応等の助言をいただく。

② 状況把握

- ・ 担当教員等は、医師に事故発生時の状況等を報告する。
- ・ 医師から負傷の状況、診断、治療内容等を聞き、校長へ連絡する。
- ・ 校長の指示のもと、負傷した生徒に付き添うなどの対応をするほか、負傷の状況により校長、副校長又は他の教職員を病院に派遣する。
- ・ 他の生徒の動揺を抑えるとともに、状況を説明する。

③ 関係機関との連携

校長の迅速な指示のもと、分担して次の対応を行う。

消防（119番）	－	救急車の要請を行う。救急車には、隊員の許可を得て、その指示により教職員が同乗し、状況説明を行う。
医療機関	－	負傷者の治療のため、医師に状況説明を行う。
警察（110番）	－	校長は、状況に応じて事故が発生したことを連絡する。
保護者	－	負傷した生徒の保護者へ連絡する。事故への対応の経過や本人の状況、搬送先など、事実のみ（見込みの話は混乱のもと）を伝える。
教育委員会	－	校長は、事故の概要を速やかに所管する教育委員会に報告し、後日、文書で提出する。

④ 情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・ 生徒の動揺を静めながら事情を聞き、情報を集めるとともに、医師から診断、治療内容等を聞き、事故の経緯を正確に把握し、記録する。
- ・ 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化し、混乱を避ける。

●危機終息後の対応

① 原因の究明

- ・ 校長は、事故に関わる情報を整理・記録するとともに、事故原因や問題点を調査・究明し、その反省と改善について全職員の共通理解を図る。
- ・ 練習内容に無理がなかったか、生徒の健康状態の把握が十分だったかなど、事故につながる要因について調査し、再発防止に取り組む。

② 支援・援助

- ・ 校長と関係教員は、負傷した生徒を見舞うとともに、保護者に事故の経緯を説明し、独立行政法人日本スポーツ振興センター等の手続き及び給付等について説明を行う。
- ・ 事故に遭遇した他の生徒について、事故の経過を説明し、混乱を招かないよう配慮する。

③ 心のサポート・ケア

- ・ 負傷した生徒及び周囲の生徒でショックを受けている者がいる場合は、精神科医やスクールカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のサポート・ケアを行う。

④ 再発防止

教職員や生徒に対する事故防止策や安全点検等の見直しを行い、事故の再発防止に取り組む。

⑤ 報告

事後措置の状況を所管する教育委員会に報告する。

●危機の予防対策

① 生徒の健康状態の把握に努め、無理のない活動計画を立てる。

② 生徒が、常に安全に注意して活動する能力、態度及び習慣を身につけさせる。

③ 部顧問が、活動の場につけない場合の練習については、練習の内容を考慮するとともに、事故発生時の対応などを生徒に周知する。

④ 万一事故が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、掲示により、対応が確実にできるようにする。

⑤ AEDの使用方法や心肺蘇生法の訓練などにより、応急手当について職員が実践できるようにする。

●関係法令等

① 国家賠償法第1条（公権力の行使に基づく損害の賠償責任、求償権）、第3条（賠償責任者）

② 民法第709条（不法行為による損害賠償）、第714条（責任無能力者の監督義務者等の責任）、第715条（使用者等の責任）、第722条（損害賠償の方法及び過失相殺）

③ 学校保健安全法第5条（学校保健計画の策定等）、第26条（学校安全に関する学校の設置者の責務）、第27条（学校安全計画の策定等）

④ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条（学校の管理下における災害の範囲）

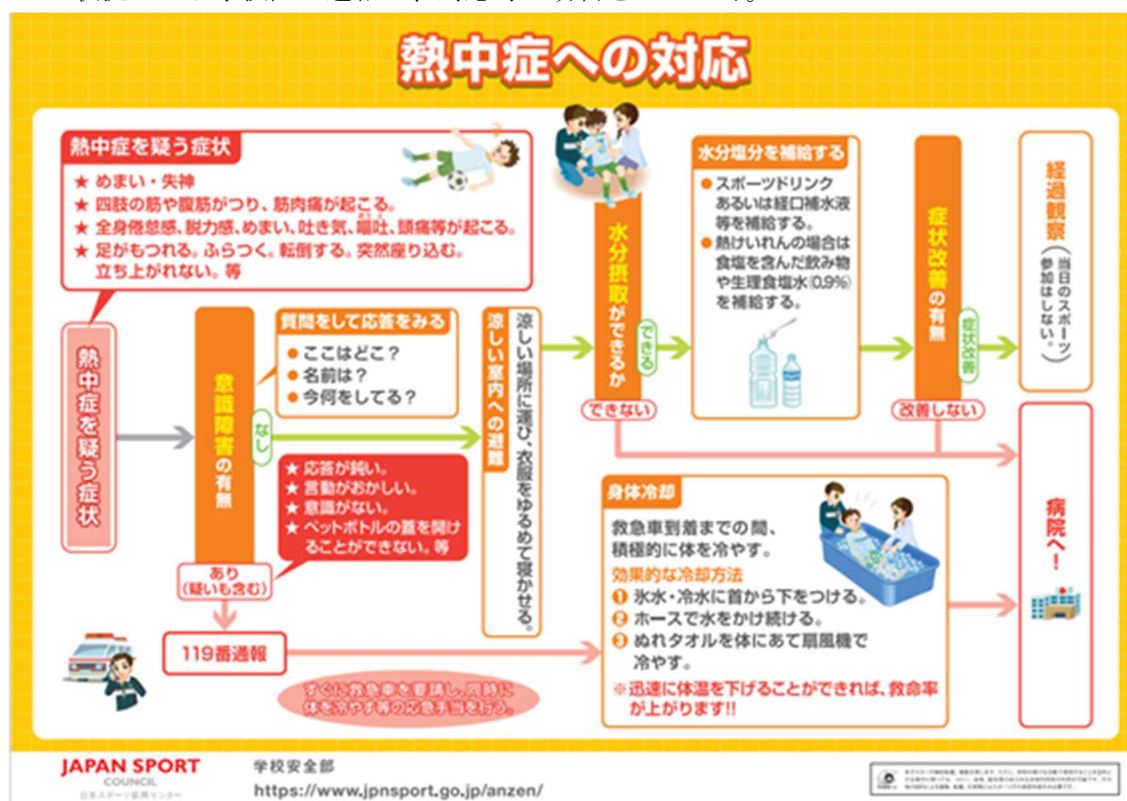
4 熱中症

学校から約1km離れた公園に校外学習に出発（徒歩）し、到着後、活動後学校にもどった（この間1時間30分）。当該生徒は教室にもどった後に体調が急変し、心肺停止の状態となった。

●危機発生時の対応

① 救急（応急）措置

- ・ 担当教員は、熱中症を疑う症状があるか確認し、意識障害の有無・顔色・呼吸・脈拍を確認し、意識障害を疑う症状がある場合はすぐに救急車を要請し、同時に体を冷やす等の応急手当を行う。
- ・ 担当教員は、周囲にいる者（教職員・生徒）に救急車（119番）の出動要請、校長への連絡、他の教職員への応援を依頼する。状況に応じ、担当教員（発見者）が直接通報する。
- ・ 養護教諭等（状況に応じて担任や年次長）は、発症した生徒の応急処置を引き継ぐとともに、速やかに保護者に事故の概要を報告し、希望する医療機関があるか、搬送される医療機関に向かうことができるかなどを確認する。
- ・ 担当教員は、他の生徒を、救急活動の妨げにならない場所に移動させる。
- ・ 救急車到着までの間、身体冷却を行うとともにAED（自動体外式除細動器）の使用。心肺蘇生法等が必要と認められる場合は、的確に実施する。
- ・ 救急車の進入路を確保し、救急車が到着したら、速やかに、救急隊員を負傷者まで誘導する。
- ・ 担当教員等は、救急隊員に事故発生時の状況や応急措置の状況等を説明する。
- ・ 担当教員等は、救急隊員の指示により、救急車に同乗又は別途、搬送先の医療機関に向かう。
- ・ 状況により学校医へ連絡し、対応等の助言をいただく。



② 状況把握

- ・ 担当教員等は、医師に事故発生時の状況等を報告する。
- ・ 医師から負傷の状況、診断、治療内容等を聞き、校長へ連絡する。
- ・ 校長の指示のもと、発症した生徒に付き添うなどの対応をするほか、状況により校長、副校長又は他の教職員を医療機関に派遣する。
- ・ 他の生徒の動揺を抑えるとともに、状況を説明する。

③ 関係機関との連携

校長の迅速な指示のもと、分担して次の対応を行う。

消 防（１１９番）	－	救急車の要請を行う。救急車には、隊員の許可を得て、その指示により教職員が同乗し、状況説明を行う。
医 療 機 関	－	発症した生徒の治療のため、医師に状況説明を行う。
警 察（１１０番）	－	校長は、状況に応じて事故が発生したことを連絡する。
保 護 者	－	発症した生徒の保護者へ連絡する。事故への対応の経過や本人の状況、搬送先など、事実のみ（見込みの話は混乱のもと）を伝える。
教 育 委 員 会	－	校長は、事故の概要を速やかに所管する教育委員会に報告し、後日、文書で提出する。

④ 情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・ 生徒の動揺を静めながら事情を聞き、情報を集めるとともに、医師から診断、治療内容等を聞き、事故の経緯を正確に把握し、記録する。
- ・ 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化し、混乱を避ける。

●危機終息後の対応

① 原因の究明

校長は、事故に関わる情報を整理・記録するとともに、事故原因や問題点を調査・究明し、その反省と改善について全職員の共通理解を図る。

② 支援・援助

- ・ 校長と関係教員は、発症した生徒を見舞うとともに、保護者に事故の経緯を説明し、独立行政法人日本スポーツ振興センター等の手続き、及び給付等について説明を行う。
- ・ 事故に遭遇した他の生徒について、事故の経過を説明し、混乱を招かないよう配慮する。

③ 心のサポート・ケア

発症した生徒及び周囲の生徒でショックを受けている者がいる場合は、精神科医やスクールカウンセラー等の専門家に依頼するなど、連携を図りながら心のサポート・ケアを行う。

④ 再発防止

教職員や生徒に対する事故防止策や安全点検等の見直しを行い、事故の再発防止に取り組む。

⑤ 報告

事後措置の状況を所管する教育委員会に報告する。

●危機の予防対策

- ① 本校の「熱中症対策ガイドライン」に従って対応する。気温、湿度が高いほど、直射日光等、輻射熱が大きいほど熱中症が起きやすいので、熱中症警戒アラート等を参考にするなど環境条件を把握し、それに応じた運動、水分補給を行う。また、エアコンや扇風機等も適宜使用する。

- ② 梅雨明け等、急に暑くなった時に多く発生する傾向があるので、暑さに徐々に慣らしていく。

- ③ 肥満傾向の人、体力が低い人、暑さに慣れていない人等は暑さに弱いため、個人の条件を考慮する。

また、運動前の体調のチェックや運動中の健康観察を行い、下痢、発熱、疲労等、体調の悪い人は暑い中で無理に運動をしない、させないようにする。

- ④ 服装は軽装とし、吸湿性や通気性のよい素材にしたり、直射日光は帽子で防ぐようにしたりするなど服装に気を付ける。

- ⑤ 具合が悪くなった場合には早めに運動を中止し、必要な処置をする。

- ⑥ 熱中症予防運動指針を活用して、対策を講じながら活動を行う。

- ⑦ 万一、事故が発生した場合に備え、迅速な対応方法を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、掲示により、対応が確実にできるようにする。
- ⑧ AEDの使用方法や心肺蘇生法の訓練などにより、応急手当について職員が実践できるようにする。

●関係法令等

- ① 「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（公益財団法人日本スポーツ協会）令和元年5月改訂
- ② 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条（学校の管理下における災害の範囲）

第2章／第1項 生徒及び施設利用者に係る事項

19 各種大会開催時等の事件、事故

サッカー部の男子生徒Aが、高校総合体育大会（県大会）の試合中に、ヘディングシュートをしようとしたが、ゴールポストに頭部が衝突し、転倒した。
一度は立ち上がってプレイしようとしたが、再び倒れて意識不明となった。

●危機発生時の対応

① 状況把握及び応急措置

【大会役員の対応】

- ・ 大会役員は、負傷者の意識の有無・顔色・呼吸・脈拍などを確認し負傷者への応急処置行う。
- ・ 大会役員は、救急車（119番）の出動を要請し、到着するまでの間、AED（自動体外式除細動器）や心肺蘇生法など救命処置を的確に実施し、部顧問、生徒の引率者、所属学校等へ連絡する。
- ・ 大会役員は、応急手当を施す際に、傷病者を運搬する場合は、安静を保つ（体位、保温等環境の整備を考慮する）ことが必要である。
- ・ 救急車の導入路を確保し、救急車が到着したなら、速やかに、救急隊員を負傷者まで誘導する。

【部顧問等学校関係者の対応】

- ・ 部顧問は、救急隊員の指示に従い、救急車に同乗するか、若しくは別途、搬送先の医療機関に出向く。
- ・ 部顧問は、医師から傷害の状況、診断、治療等の把握を行い、校長への連絡を密にとる。
また、速やかに、保護者への連絡をとり、事故の発生と搬送先の医療機関名を知らせる。
- ・ 部顧問は、保護者到着後も、校長の指示があるまでは、生徒に付き添い続ける。

② 関係機関との連携

校長の迅速な指示のもと、分担して次の対応を行う。

医 療 機 関	－	連携を図り、情報の収集に協力を要請する。
保 護 者	－	負傷した生徒の保護者へ連絡する。事故への対応の経過や本人の状況、搬送先など、事実のみ（見込みの話は混乱のもと）を伝える。
教 育 委 員 会	－	校長は、事故の概要を速やかに所管する教育委員会に報告し、後日、文書で提出する。

③ 情報の収集と一元化

- ・ 部顧問は、生徒の動揺を静めながら事情を聞き、情報を集めるとともに、医師から傷害の状況、診断、治療等を聞き、事故の経緯を正確に把握し、記録する。
- ・ 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化し、混乱を避ける。

●危機終息後の対応

① 原因の究明

校長は、事故に関わる情報を整理し、事故の原因を調査のうえ、所管する教育委員会及び独立行政法人日本スポーツ振興センター等への事故報告書の作成、関係資料を整える。

② 支援・援助

- ・ 校長と部顧問は、速やかに医療機関に駆けつけ見舞うとともに、保護者に事故の状況を説明する。
- ・ 保護者には、給付等について説明するとともに、独立行政法人日本スポーツ振興センター等への手続きを行う。

- ・ 保護者から学校に協力依頼があれば、誠意を持って対応する。

③ 心のサポート・ケア

事故を目撃した生徒や事故の発生によりショックを受けている生徒がいる場合は、精神科医やスクールカウンセラー等の専門家と連携を図りながら、心のサポート・ケアを行う。

④ 報告

事後措置の状況を所管する教育委員会に報告する。

●危機の予防対策

- ① 万一事故が発生した場合に備え、迅速な対応の仕方を心得ておく。連絡体制、役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、掲示により、対応が確実にできるようにする。
- ② 部顧問は、大会などの際には部員名簿を持参するなど、部の生徒の家庭連絡先などの資料を持参する。

●関係法令等

- ① 国家賠償法第2条（公の営造物の設置管理の瑕疵に基づく損害の賠償責任、求償権）、第3条（賠償責任者）
- ② 民法第709条（不法行為による損害賠償）、第714条（責任無能力者の監督義務者等の責任）、第715条（使用者等の責任）、第722条（損害賠償の方法及び過失相殺）
- ③ 学校保健安全法第5条（学校保健計画の策定等）、第26条（学校安全に関する学校の設置者の責務）、第27条（学校安全計画の策定等）
- ④ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条（学校の管理下における災害の範囲）

第2章／第1項 生徒及び施設利用者に係る事項

2.5 社会教育施設利用中の事故（参考資料）

地域のバスケットボールクラブの練習中にクラブ員の高校生Aが転倒し、床板が剥離していた部分で足に切り傷を負った。

●危機発生時の対応

① 状況把握及び救急（応急）措置

- ・ 施設管理者は、直ちに救急車（119番）の出動を要請し、負傷したクラブ員を医療機関に搬送する。
- ・ 救急車の到着までの時間、応急手当が必要と認められる場合（出血等の手当て、安静状態の確保等）は、的確に対応する。
- ・ 救急車の導入路を確保し、救急車が到着したなら、速やかに、救急隊員を負傷者まで誘導する。
- ・ 職員は、救急隊員の指示に従い、救急車に同乗するか、若しくは別途、搬送先の医療機関に出向く。
- ・ 負傷者の保護者、学校、勤務先等に事故の連絡をする。
- ・ 事故の詳細について、目撃者等からの聴取も含めて文書で記録し、その内容を所管する教育委員会に報告する。

② 関係機関との連携

施設管理者は、負傷者の負傷の程度、目撃者等の聴取を含めた事故の状況を所管する教育委員会に報告する。

●危機回避の方策

① 日常点検の励行

施設管理者は、目視、触感で、通常と異なる音、ガタツキ等の点検をし、併せて汚れた箇所等の清掃も行う。

② 定期点検

施設管理者は、磨耗程度や変形の有無など（体育器具にあつては、ボルト・ナットの緩み、回転部の注油など）を定期的に点検する。

③ 保守点検

施設管理者は、専門家、専門業者に定期的に保守点検を依頼する。

④ 点検マニュアルの作成等

施設管理者は、日常点検、定期点検、保守点検の3段階について、器具の取扱説明書に沿った点検マニュアルを作成し、点検履歴を整え、施設使用者の安全確保に努める。

●関係法令等

- ① 国家賠償法 第2条（公の営造物の設置管理の瑕疵に基づく損害の賠償責任、求償権）、第3条（賠償責任者）
- ② 民法第709条（不法行為による損害賠償）、第717条（土地の工作物等の占有者及び所有者の責任）

2.6 盗難(施設外からの起因)

早朝、野球部の生徒Aが練習のため、部室に行くとき窓ガラスが割られ、鍵が開けられていた。野球部の顧問は、グローブ等の紛失に気づいた男子生徒から連絡を受けた。外部の者による侵入と思われる。

●危機発生時の対応

① 状況把握

- ・ 連絡を受けた顧問は直ちに現場に出向き、「立入禁止」の掲示をする等、現場保存の措置を行い、器物損壊・盗難等の状況を可能な範囲で把握し、校長に速やかに報告する。
- ・ 校長は、全教職員に事実を伝え、事件に関する情報収集するとともに、その他の被害について調査を指示する。被害を受けた生徒に対しては、顧問から被害の状況等について確認する。
- ・ 担任を通じて、全生徒に不審者による器物損壊・盗難があった事実を伝え、生徒の持ち物に被害がないか確認する。

② 関係機関との連携

- ・ 警察（110番）－ 校長は、状況を警察（110番）に通報する。警察の捜査が終わり、現場を保存する必要がなくなった時点で、生徒が負傷しないよう、ガラスを片付けたり窓をふさいだりするなどの応急措置をする。
- ・ 教育委員会－ 校長は、速やかに所管する教育委員会に報告し、対応について助言を受ける。
- ・ 近 隣 校－ 近隣校に盗難発生の実情を伝え、被害が他に拡大しないよう努める。
- ・ 保 護 者－ 盗難があったことを保護者に連絡し、生徒が貴重品等を学校に保管しないよう、注意を呼びかける。

③ 情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ・ 事件の経緯や状況について、可能な限り情報を集め、正確な事実関係を把握し、記録する。
- ・ 関係機関や報道機関等外部へ情報を提供する場合は、校長に窓口を一本化して混乱を避ける。なお、生徒の人権やプライバシーに配慮する。

●危機の予防対策

① 施錠等の管理の徹底

- ・ 教室等の管理責任者は、退勤時に施錠を確実に行う。最終退勤者は、校舎の施錠を確認する。
- ・ 警備会社に夜間の警備業務を委託している場合は、機械警備のセットを確実にを行うほか、巡回時刻や回数を見直し等を行う。
- ・ 学校への侵入は構造上容易なことがあるので、備品や私物等の保管場所等に十分配慮する。

② 生徒に対する指導

盗難の被害に遭わないために、貴重品等については、自己管理するよう日頃から指導する。

③ 来校者の確認

- ・ 来校者の通常の出入口を限定し、来校者に対し教職員が素早く対応できるよう努める。
- ・ 来校者に対し入口を明示し、事務室又は職員室に立ち寄るよう指示したプレートや立て看板を設置する。また、必要に応じて立入禁止区域を明示する。
- ・ 来校者に対し、教職員が進んで挨拶や用件の確認、必要に応じて案内するなど、日頃から来校者の状況について注意を払う。
- ・ 教職員が名札を着用し、来校者に対し教職員であることを明示するとともに、業者、工事関係者等に対しては、名札・腕章等の着用を要請する。

④ 不審者の侵入により被害が続く場合

警察にパトロール強化を依頼するほか、被害の日時や場所等のデータを分析し、傾向を把握する。

●関係法令等

- ① 刑法第130条（住居侵入等）、第235条（窃盗）、第260条（建造物等損壊及び同致死傷）
- ② 民法第709条（不法行為による損害賠償）

1 熱中症対策ガイドライン適用期間

毎年6月～9月（気温・湿度をふまえて状況により前後する）

2 教職員の役割分担

全教職員	・熱中症対策ガイドラインを熟読し、随時保健指導を行う。 ・授業教室でのエアコンを管理する。（稼働後の停止・再開、風量、風向管理）
各担任等	・朝のSHR等で生徒の健康観察をする。 ・帰りのSHR時に教室の遮光カーテンを閉める。 ・教室に備え付けられている扇風機を管理する。（リモコンの電池を要確認）
管理職	・熱中症特別警戒アラート及び熱中症警戒アラートを受け、職員・生徒に注意喚起する。 ・状況により、WBGT値測定を職員に指示する。
生徒指導	・服装・水分補給について、周知・指導する。 ・部活動の中止判断について、教職員に周知する。
保健主事	・生徒全体の健康状態を把握し、複数名の熱中症が発生した場合は管理職に報告する。 ・各教室設置（備え付けは除く）の扇風機を管理する。
保健室	・熱中症（疑いを含む）の生徒への対応をする。
事務室	・エアコンを管理する。 ・各教室の網戸を管理する。

3 通常の学校生活での対応

服装	夏用制服とする。詳細は、生徒指導担当から発出の「衣替えについて」のとおりとする。 なお、猛暑時については、後日配布する「猛暑期間中の軽装について」を参照すること。
水分補給	休み時間に適宜飲む。麦茶に加え、運動時にはスポーツドリンクを推奨する。 ※ 教科担任がやむを得ないと判断した場合は、授業中の水分補給を認める。ただし、容器は机上には置かないこと。授業中に自動販売機へ飲料を買いに行ったり、水道水を飲みに行ったりすることは原則禁止とする。
扇風機	授業の邪魔にならない範囲で、稼働させる。移動教室の際は、スイッチオフ。
エアコン	稼働している時は窓・扉の開放は最小限とする。

4 運動時の対応（体育時、運動を含む学校行事）

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防のための運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	活動の必要がある場合は、副校長と協議する。
31～35℃未満	28～31℃	厳重警戒	激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は中止。頻繁に休息をとり、水分・塩分を補給。
28～31℃未満	25～28℃	警戒	30分おきに休息をとり、水分・塩分を補給。
24～28℃未満	21～25℃	注意	熱中症の兆候に注意しながら、運動の合間に積極的に休息をとる。
～24℃	～21℃	ほぼ安全	通常は熱中症の危険性は少ないが、適宜水分の補給は必要。

5 部活動時の対応

- 暑さ指数が33℃を超え、熱中症警戒アラートが発令されている場合は、部活動を禁止する。
- 暑さ指数（WBGT値）が31℃以上の場合、原則部活動は中止する。ただし、活動する場合は必ず顧問がつき、活動内容を制限する。
- その他、活動場所で熱中症発症の危険があると顧問が判断した場合は、部活動を中止する。

6 熱中症の症状と対応

対応	熱中症の症状	補足
早退の指示	めまい、筋肉痛、筋肉の硬直、手足のしびれ、気分の不快	家庭へ連絡し、様子をみてもらう。 必要に応じて受診勧奨。
受診の指示	体温の上昇、頭痛、吐き気、倦怠感、虚脱感	家庭へ連絡し、受診を依頼する。
救急車要請	繰り返す嘔吐、意識障害、言動がおかしい、けいれん、手足の運動障害、高体温、寒気、自力で水分補給ができない	119番通報し、保護者にも連絡する。 救急車が来るまで応急処置を行う。 意識なし・呼吸なしの場合はAEDも使用し、心肺蘇生を行う。
【応急処置】 ・涼しい場所へ移動させる。 ・水分・塩分を補給させる。 ・衣類をゆるめる。 ・身体を冷却する。（首、わきの下、手のひら、鼠径部） ・症状を観察し、記録する。		

7 熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）等に備えて

校長、副校長は熱中症警戒アラート等のメール配信サービスに登録する。

8 熱中症特別警戒アラートが発表された場合

広域的に過去に例のない危険な暑さ等となり、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあり、自分の身を守るためだけでなく、危険な暑さから自分と自分の周りの命を守る必要があることを理解した上で、校長は全ての人が熱中症対策を徹底できているか確認し、徹底できていない場合は運動や行事の中止・延期・変更を判断する。

9 熱中症警戒アラートが発表された場合

気温が著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがあることをふまえ、副校長は、各教室のエアコンの稼働状況を把握し、職員を通じて生徒にこまめな休憩・水分補給を呼び掛ける。必要に応じて、授業の継続や学校行事の実施の有無を校長と協議する。

運動部活動における安全対策について

令和3年4月

岩手県教育委員会事務局 保健体育課

運動部活動の実施に当たっては、けがや事故を未然に防止し、安全に活動することが大前提です。

岩手県教育委員会では、今後の運動部活動における事故防止を図ることを目的として、「運動部活動における安全対策について」を策定しました。各学校においては危機管理意識を高め、安全管理体制を構築するとともに、従来の取組を改めて確認のうえ、必要に応じて活動内容を見直すなど、運動部活動を行う全ての学校において、安全・安心な部活動を行うようお願いします。

1 基本的な安全対策の考え方

(1) 学校における安全管理体制の構築

運動部活動については、全教職員・外部指導者・生徒が部活動の意義や各学校等の部活動方針を理解するとともに、部活動におけるルール作りや情報共有など、関わる全ての者の協力体制の下、組織的に取り組むことが重要である。

部活動前には、各学校で作成したチェックリスト等による使用施設、設備、用具等の安全点検を行ったり、また、緊急時における心肺蘇生やAED、エピペン等の救急対応を学ぶ校内研修の実施など、事故発生時の対応力を高め、安全管理体制を構築すること。

【重点項目】

- ① 各学校の部活動方針の理解
- ② 安全対策マニュアル等の整備
- ③ 救急法・AEDなど職員研修の実施

(2) 事故防止のための安全に配慮した適切な指導

顧問等は練習中や試合中の不慮の事故を避けるため、生徒の健康観察を行い、健康状態を把握した上で、対象となる個々の生徒の発達段階や能力に応じて安全に配慮した適切な指導を行うこと。生徒の体力や運動技能に合った無理のない指導計画を立案し、部全体の共通理解の下に活動することが大切である。顧問等は、指導する種目にどのような危険が内在するかを把握し、生徒に対しても安全に関する知識や技能を身に付けさせ、安全に配慮した活動ができるような指導をすること。

また、部活動は、顧問立ち会いの下に行うことが原則であり、やむを得ず直接練習に立ち会えない場合には、他の顧問の教員と連携、協力したり、あらかじめ顧問の教員と生徒との間で約束された安全面に十分に留意した内容や方法で活動すること、部活動日誌等により活動内容を把握すること等が必要である。このためにも、日頃から生徒が練習内容や方法、安全確保のための取組を考えたり、理解しておくことが望まれる。部顧問以外の教員が立ち会う場合や生徒が自主的に活動する場合は、危険性の低い内容とし、練習内容や練習方法を具体的に指示した上で行うこと。

【重点項目】

- ① 生徒の健康観察、健康状態を把握
- ② 個人の能力に十分配慮した練習計画・指導（段階的な指導）
- ③ 顧問不在時の対応、他の部顧問との連携
- ④ 顧問等不在時の練習内容の徹底（基本練習に限るなど危険性の低い内容 等）

(3) 日常の活動に潜む危険性（複数の部活動が施設を共用する際の留意点）

日常的にグラウンドや体育館などの活動場所を複数の部活動が共用して練習するような場合、他の部活動の練習や生徒に対して注意を払う意識が薄れたり、配慮すべき安全対策を怠ったりすることがある。そこで、練習場所を防護（防球）ネットやカラーコーンなどにより明確に活動場所を区分して混在しないようにしたり、ボールなどの用具が他の活動場所に飛んでいった場合の合図の確認を双方で行ったりする必要がある。

複数の部が施設を共用する場合は、関係する部間で禁止事項や活動の制限事項などについて、事前に共通理解すること。練習開始時には、禁止事項等について各部で確認し、練習後にはケアレスミスや危険を感じたような出来事等（ヒヤリハット事例）について、顧問等と生徒同士で報告し合い、次の練習に生かすとともに、他の部と情報共有をすること。

【重点項目】

- ① 同一場所で複数部活動が活動する場合には、練習場所の区分けや時間帯をずらすなど工夫して実施
- ② 体育館・グラウンド等を共用または隣接した場所で活動する際はルールを明確化
- ③ ヒヤリハット事例の情報共有

(4) 施設・設備・用具等の安全点検と安全指導

運動部活動は、学校施設・設備・用具等を活用して行われるものであり、多くの部活動が共用するものであることから、活動に当たっては、顧問等と生徒が共に施設・設備の安全確認を行うことが大切である。

顧問等は、生徒に、施設・設備及び用具の適切な使用や点検や確認の徹底が事故の未然防止につながることを認識させ、定期的な安全確認・点検を徹底すること。

【重点項目】

- ① 定期的に点検日を設ける
- ② 活動前の用具等の安全確認
(床板のささくれ、畳・マットの隙間、サッカーゴール・ハンドボールゴール等の固定、防球ネット等の破損、支柱ネジ緩み等)

2 運動部活動における安全対策状況調査結果を踏まえた安全対策のポイント

(1) 陸上競技（投てき種目）

予想される危険	・他の種目と練習場を共用で使用するにより、投てき物が他の選手に衝突する危険性がある。 ・後ろ向きの準備局面から投動作に入る場合、直前の前方確認を怠りやすい。 ・回転系は前後左右 360 度に大きく失投する可能性があり危険である。 ・網状の防護ネットには「たわみ」があり、投てき物が当たった場合に 1 ～ 2 m ほど伸びるので、ネット間近にいることは危険がある。
事故防止対策	・他の部活動や種目等と時間帯や練習場を分けるなどの対策を講じる。 ・サークル以外では試技をしない。 ・投てき者は確実に周囲の安全を確認し、大声で「行きます」又は「投げます」と周知し、必ず自ら前方と周囲の者の反応を確認する。すべての安全が確認できた時に初めて投てき動作に入る。 ・周囲の者は投てき物が落下するまで投てき物から目を離さない。
県内の取組事例	・設備がない場合や活動に支障があるなどの理由で、投てき種目の環境が充実した近隣校や公共施設を利用している。 ・練習場所を共用している場合、「グラウンド使用ルールの策定」「投てき方向の工夫」などの対策を講じ実施している。 ・声が聞き取りづらい状況の場合には、ハンドマイク等を使用するなど、確実に伝わるよう工夫している。 ・投てき物が落下する可能性のある場所に、生徒が立ち入らないようにコーンやネット等で明確に練習場所を区分している。

(2) ウェイトトレーニング

予想される危険	・練習場所の未整理、安全具の未装備（プレートの左右のバランス確認、プレートが落下しないように留め具でしっかりと固定されているか、ベルトやシューズ、バンテージなど必要な安全具が装着されているか）。 ・用具の破損や器具の整備不良。 ・個々の能力以上による練習、誤ったフォームによる練習。 ・十分な準備運動を怠り、基礎基本の習得が不足。 ・周囲の安全確認、選手同士の声掛け、意思疎通の怠り。
事故防止対策	・使用前の器具、用具の点検を十分に行う。 ・ストレッチ等を練習の前後に必ず行う。 ・軽い重量からウォーミングアップを行う。 ・正しいフォームを身につける。 ・使用する器具の安全確認を怠らない。 ・外したバーベルの整理整頓を行う。 ・利用者、補助員ともに使用上の決まりを守り、安全を最優先する。
県内の取組事例	・顧問教員監視・指導の下でのみ使用許可。 ・借用届を出し 3 名以上で使用する。 ・トレーニングには補助員をつける。 ・プレートを落とさないようにストッパーをつける。 ・動作時の声出しによる確認と補助。

(3) 器械体操

予想される危険	・各種目において宙返りの回転不足、回転過多、ひねり不足、ひねり過多による着地ミスが発生する。 ・器具上でバランスを崩し、マット上や器具上に落下や激突が発生する。 ・手首や足首・肩・腰・膝・肘などに過度な過重負荷や伸展が発生する。 ・以上のことにより頸椎・腰椎・手首・足首・膝・肘への損傷や打撲の危険性がある。
事故防止対策	・定期的な施設・器具の点検や着地マットの整備等の徹底。 ・器具の安全な運搬の仕方（靴を履く、持つ位置、持つ人数）、設置方法の徹底。 ・使用前に器具等の保守、点検と危険な箇所の改修。 ・生徒の技能に応じたマットやセーフティマットを適切に配置。 ・個人の能力に応じた段階的な練習。
県内の取組事例	・球技系部活動が同会場で活動している場合、防球ネットを設置したり補助員を配置したりして、球の侵入を未然に防ぐ。 ・宙返り等の技を行う場合は、指導者の指示の下で実施する。 ・顧問等指導者不在時は活動しない。

(4) 弓道・アーチェリー

予想される危険	・道場の安全管理が不十分で、矢が道場外に飛び出して、人に当たる危険性が高い。 ・弓に傷があつて、引き分けた際に裂けて射手がけがをする危険性が高い。 ・矢が短く引き分けた際に弓の中に入り込み飛び出したり、折れて射手に当たったりする危険性が高い。 ・矢取りの際に射手との連絡が不十分で、矢取りに入った者に矢が当たる危険性が高い。 ・巻き藁に放った矢が、跳ね返り射手に当たる危険や外れて周囲の者に当たる危険性が高い。
事故防止対策	・定期的な施設（弓道場・アーチェリー場）・用具の安全点検の徹底 ・指導者の許可無しに行射をしないルール・マナーを遵守する。 ・安全な場所以外では絶対に弓を引かない。 ・たとえ矢をつがえていなくても、人のいる方向に弓を引かない。 ・巻き藁練習を行う際には、的前に立たないことと、前後左右の近い所に人がいないことを確認する。 ・一人一人の上達に応じた練習メニューの提示。 ・自己の技能に応じた強度の弓具等を使用する。
県内の取組事例	・矢取りは声と目で安全確認をした上に、赤旗や警告灯をつけてから入る。 ・巻き藁から外れた矢が跳ね返らないように後ろに畳やネットを設置する。 ・道場では私語を慎み、挨拶や矢取りの声はしっかり出す。 ・傷のある弓や矢を使わない。 ・射位とその間隔を守り、極端に狭いところで行射をしない。 ・校庭と射場をネットや柵で区切り、他部の生徒が射場に入ることを防ぐと同時に他部のボール等の進入を防ぐ。

(5) 水泳・プールを使用したトレーニング

予想される危険	・体調不良や水温・気温の低い場合は事故の危険性がある。 ・プールサイドの破損や水苔などによるスリップの危険性がある。 ・レーンロープフロートの破損やフックのカバーの不備によって、身体の擦過傷等の危険性がある。 ・排水溝の鉄蓋や留めネジの不備によって事故が発生する危険性がある。 ・監視体制・救助用具の不備によって事故の危険性がある。 ・泳ぐ方向の不統一による衝突事故が考えられる。 ・練習用具使用時（パドル等）や練習用具の不具合が事故に結びつく危険性がある。 ・準備運動不足やオーバーワークによるけが、事故の危険性がある。
事故防止対策	・定期的な施設・設備、用具、水質等の管理や安全点検の徹底。 ・健康状態の把握・練習環境の確認。 ・監視体制の徹底。 ・活動内容の検討。 ・安全指導の徹底、救急処置等の啓発の徹底。
県内の取組事例	・プールサイドの水苔などによるスリップの危険性がある場所へのコーンの設置と注意喚起。 ・顧問管理下での活動許可、生徒だけでの使用禁止。 ・各レーンの同時利用を2名以内とする。 ・飛び込み禁止。

(6) 学校外の施設を利用するなどの活動の場合

県内の取組事例	【山岳部】 ・校外で活動する際には常に顧問帯同 【乗馬部】 ・顧問、部活動指導員が必ず同行。 【ボート部】 ・カヌーやボートの搬送は業者バス等使用。 ・ヨットハーバー等の使用条件等を厳守する。 【スキー部】 ・自転車トレーニングの際は、必ず顧問が監督する。 【スケート部】 ・ローラー練習時のヘルメット等防具の装着。 ・氷上練習時の手袋等装着及び初心者のヘルメット着用の徹底。 【自転車競技部】 ・顧問、部活動指導員が必ず同行。 ・指導者の指示に従い走行隊形や走行スピードを守る。 【その他・自転車での移動】 ・交通ルール、交通マナーの厳守。 ・自転車には所定のステッカーを貼る。 ・防犯登録・自転車保険への加入。
---------	---

(7) その他

上記（1）～（6）以外の活動について

- ・他の人と組み合うなど接触を伴う活動に留意すること。
- ・種目の特性や活動内容に応じた安全対策を講じて行うこと。
- ・気象状況の変化に応じた適切な活動を行うこと。

【参考】部活動における事故防止のためのチェックリスト（例）

1 学校における安全管理体制の構築	☐ 学校の部活動方針について理解しているか。 ☐ 部活動における安全対策マニュアル等を整備しているか。 ☐ 活動目標を明確にした上で適切な指導計画を作成しているか。 ☐ 生徒の健康状態に配慮した練習日数や練習時間が設定されているか。 ☐ 競技等の特性を踏まえ、それぞれの特有の危険性に配慮した適切な活動内容を設定しているか。 ☐ 顧問不在時の対応のルールを決め、指導体制や監視体制ができているか。 ☐ 連絡通報体制、救急体制は整備されているか。 ☐ 救助用具が適切に配置されているか。 ☐ A E Dの使用を含む救急法等の職員及び児童生徒の研修（講習）を実施しているか。 ☐ A E Dの設置場所やA E Dの携行について適切に実施されているか。
2 事故防止のための安全に配慮した適切な指導	☐ 健康観察により、生徒の心身の健康状態の把握に努めているか。 ☐ 競技等に適した準備運動や補助を行っているか。 ☐ 段階的指導（体格差・体力差や個人の能力等に配慮した指導）をしているか。 ☐ 気象状況の変化に応じた適切な活動になっているか。（気温、天候、日没時等） ☐ 休憩や水分及び塩分補給など、適切に行っているか。 ☐ 顧問不在時の自主的な練習時における内容（基本練習に限るなど危険性の低い内容等）を徹底しているか。
3 日常の活動に潜む危険性（複数の部活動が施設を共用する際の留意点）	☐ 同一場所で複数の部活動が活動する場合の練習場所の区分けや時間帯をずらすなどの工夫がされているか。 ☐ 体育館・グラウンド等を共用または隣接した場所で活動する際のルールを明確にしているか。 ☐ 活動施設の状況に応じた適正人数及び活動内容になっているか。 ☐ ヒヤリハット事例の情報共有が適切に行われているか。
4 施設・設備・用具等の安全点検と指導	☐ 定期的に点検を実施しているか。 ☐ 活動場所に危険物を置いていないか。 ☐ 用具・器具等が正しく設置されているか。破損はないか。 ☐ 固定する必要がある用具・器具がしっかりと固定されているか。 ☐ 用具管理の指導を徹底しているか。

【参考資料】

○令和2年度スポーツ庁委託事業学校における体育活動での事故防止対策推進事業

①「体育活動中における骨折事故の傾向及び事故防止対策」

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen_school/R2kossetsu/pdf_all.pdf

②「スポーツ事故防止ハンドブック」

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen_school/R2handbook/handbook_A5.pdf

③「スポーツ事故対応ハンドブック」

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen_school/R2handbook/extra_B7.pdf

○2019年度スポーツ庁委託事業学校における体育活動での事故防止対策推進事業

④「体育活動中における球技での事故の傾向及び事故防止対策」調査研究報告書

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen_school/2019kyugi_chosakenkyuhoukokusyo/2019_kyugi_chosakenkyuhoukokusyo_all.pdf

○平成30年度スポーツ庁委託事業学校における体育活動での事故防止対策推進事業

⑤「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen_school/H30nettyuusyouPamphlet/h30nettyuusyou_all.pdf

⑥「学校屋外プールにおける熱中症対策」

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen_school/H30nettyuusyouPoolPamphlet/h30nettyuusyou_pool.pdf



○公益財団法人日本陸上競技連盟陸上競技安全ガイド

<https://www.jaaf.or.jp/rikuren/safety.html>



○全国高等学校体育連盟弓道専門部HP「弓道における危険防止について」

<https://kyudo-zenkoku.com/09-kiiken/index.html>



○全日本アーチェリー連盟HP「安全に関する規定およびガイドライン」

<http://www.archery.or.jp/federation/regulation/>



○全国高等学校体育連盟アーチェリー専門部HP「アーチェリー部活動を安全に行うために」

<http://www.zk-archery.org/about/safety.html>



○社団法人日本ボート協会HP「ローイング安全マニュアル2018年版」

<https://www.jara.or.jp/safety/2019/safety2018b.pdf>

